

郡山市告示第469号

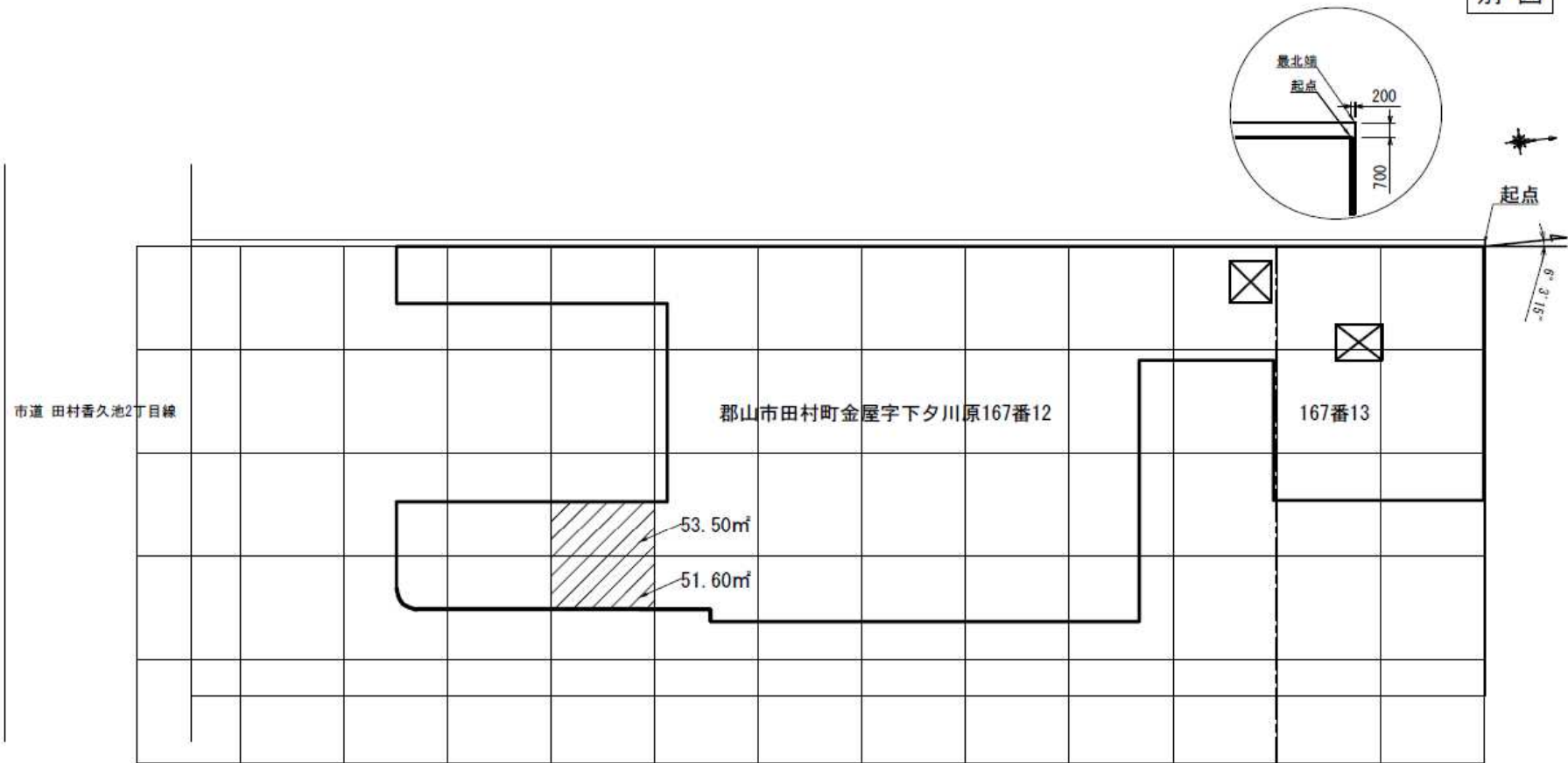
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和2年4月14日郡山市告示第75号により指定した形質変更時要届出区域については土壤の特定有害物質による汚染の除去により、その指定を解除する。

令和3年1月28日

郡山市長 品川 万里

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
郡山市田村町金屋字下夕川原 167-12 の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

別図



< 凡 例 >

- 調査範囲(図除く)
- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区域

< 起 点 >

起点は郡山市田村町金屋字下夕川原167番13の最北端から東境界線0.70m、南境界線0.20mの地点。
 < 格子の回転角度 > 6° 3' 15"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。